

## 北海道留寿都高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程

### 1 設置目的

専門的な知識及び技能を有する介護福祉士の養成を図ることを目的とする。

### 2 名 称

北海道留寿都高等学校 農業福祉科 農業福祉コース

### 3 位 置

北海道虻田郡留寿都村字留寿都 1 7 9 番地 1

### 4 修業年限

介護福祉士養成課程の修業年限は 4 年とする。

### 5 学生定員、学級数

介護福祉士養成課程の定員は 1 学年 20 名とし、各学年 1 学級の計 4 学級とする。

### 6 養成課程、履修方法

介護福祉士国家試験受験資格取得のため、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」第八条第一号（別表第五）に定める養成課程を置くこととする。

教育課程により定められた福祉科目、授業時間数は別表のとおりとし、生徒はすべての福祉科目の単位を履修、修得するものとする。

#### 【別表】福祉科目一覧

領 域	科 目 名	単位数	授業時間数
人間と社会	社会福祉基礎	4	140時間
	公共(令和4年度以前の 入学生は現代社会)	2	70時間
	家庭基礎	2	70時間
介 護	介護福祉基礎	5	175時間
	コミュニケーション技術	2	70時間
	生活支援技術	10	350時間
	介護過程	4	140時間
	介護総合演習	3	105時間
	介護実習	15	525時間
こころとからだの しくみ	こころとからだの理解	8	280時間
合 計		55	1925時間

## 7 学年、学期、休業日

学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 開校記念日 校長が定める日
- (4) 学年始め休業日 4月1日から4月7日まで
- (5) 夏季休業日 7月10日から8月31日までの間において校長が定める期間
- (6) 冬季休業日 12月10日から翌年1月31日までの間において校長が定める期間
- (7) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
- (8) 校長が定める日
- (9) 前各号に掲げるもののほか教育長が定める日

## 8 入学時期

毎年4月の始業式実施日の翌日とする。

## 9 入学資格

学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者。

## 10 入学者の選考

北海道教育委員会の定める基準により入学者の選抜を行う。

## 11 入学手続

入学を許可された者は、入学時に入学料を納入するとともに、入学後14日以内に保証人を定め、保護者及び保証人と連署した誓約書を、校長に提出しなければならない。

## 12 休学、退学、復学

生徒が休学、退学または復学しようとするときは、保護者と連署の上、休学、退学または復学の願書により校長に願い出て許可を得なければならない。

### 13 学習の評価(成績考査)、課程修了の認定(卒業)

#### (1)令和4年度以前の入学生に適応

「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」、「知識・理解」の4つの観点を踏まえ、科目ごとに設定された学習目標の程度達成をみる絶対評価によって評価を行う。また、学習面（定期考査結果等）、実験・実習・実技等の成績等日常の学習活動を各教科で勘案し評価を行う。

#### (2)令和4年度以降の入学生に適応

「知識・技能(術)」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度(学びに向かう力・人間性)」の3つの観点を踏まえ、科目ごとに設定された学習目標の程度達成をみる絶対評価によって評価を行う。また、学習面（定期考査結果等）、実験・実習・実技等の成績等日常の学習活動を各教科で勘案し評価を行う。

本校の教育課程で定めたすべての教科・科目を履修し、教科・科目の目標からみて満足できると認められる場合は、その教科・科目について、所定の単位を修得したことを認定する。

履修の認定は、教科・科目での欠席が授業時間数の20%以内であることとする。

本校の教育課程で定めたすべての教科・科目を履修し、所定の単位を修得したものについては、校長が課程の修了を認定する。

### 14 入学検定料、入学金、授業料及び寄宿舎使用料

入学検定料、入学金、授業料及び寄宿舎使用料の額、徴収方法、減免その他については、北海道留寿都高等学校の入学検定料等徴収条例（昭和39年留寿都村条例第10号）の定めるところによる。

### 15 教職員の組織

学校には、校長、教頭、教諭、事務職員その他必要な職員を置く。

### 16 賞罰

学校は教育上必要があると認めるときは、生徒を賞罰することがある。

賞罰の種類及びその適用については、校長が定める。

懲戒による退学を命ずるのは次の一に該当する場合に限る。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められた者
- (2) 著しく学習を怠り成業の見込がないと認められた者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱しその他生徒としての本分に反した者

### 17 附則

本規程は、平成21年4月1日から施行する。

平成25年4月1日一部変更。

平成 27 年 4 月 1 日一部変更。

平成 28 年 4 月 1 日一部変更。

平成 31 年 4 月 1 日一部変更。

令和 4 年 4 月 1 日一部変更。

令和 5 年 4 月 1 日一部変更。

令和 6 年 4 月 1 日一部変更。